

# 住宅用火災警報器

消防法及び市町村条例により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました

新築住宅・・・平成18年6月1日から

既存住宅・・・平成20年6月1日から

住宅火災による死者数が増加傾向にあり、原因の半数以上が高齢者の逃げ遅れによるものとなっております。アメリカでは1970年代後半から住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことにより、死者は約半分まで減少しました。



## 種類と設置場所

代表的な住宅用火災警報器は、煙に反応するタイプ(煙式)と熱に反応するタイプ(熱式)があり、音や音声などで火災の発生を知らせます。

条例により設置が義務付けられているのは台所、寝室、2階に寝室がある場合は階段の上部です。原則すべて煙式ですが、台所は調理の煙や湯気による誤報が心配される場合は熱式を設置してください。

## 住宅用火災警報器の設置状況

消防庁が住宅用火災警報器の設置状況について公表した令和元年6月1日時点での調査によると、火災予防条例に適合するように設置しているのは、全国で67.9%、黒川消防管内では52%と全国平均を下まわりました。

設置率を上げるためご協力をお願いします。

# 10年！チェックしよう、住宅用火災警報器

## 点検の方法(作動確認)

本体のボタンを押すもの、またはひもを引くことで点検できます。

正常な場合はメッセージや音が鳴ります。音が鳴らない場合は電池切れか本体の故障です。

## 住宅用火災警報器の交換時期について

設置が義務化され10年以上が過ぎました。古くなると火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。電池がなくなる前に10年を目安に交換をおすすめします。

## 新しい警報器を購入するには

住宅用火災警報器は、消防用設備取扱店やホームセンター、電気店などで購入できます。

# 住宅用火災警報器が鳴ったら

火災警報器は熱や煙に反応して火災が起きていることを知らせるものです

・火災のとき

火元を確認して大声で火事であることを知らせます。早く発見できたら初期消火を行います。

天井に火が届いていたらすぐに避難して、119番通報してください。

・火災でないとき

電池切れや故障の場合は、点検を行い本体や電池交換をしてください。

一般的にボタンを押すか、ひもを引くと音は止まります。



住宅用火災警報器の警報が鳴った時の対処法について

下記のサイトに対処法や維持管理について掲載されていますのでご利用ください。

日本火災報知機工業会ホームページ <http://www.kaho.or.jp/user/awm/>

不明な点がありましたら黒川地域行政事務組合消防本部へ問合わせてください。022-345-4161